

保健について

1 保健室利用について

- (1) 保健室は、学校で起こったけがや体調不良に対して、一時的な応急処置をする場です。継続的な治療を必要とする場合は、医療機関を受診してください。
- (2) 授業中に来室する場合は、必ず授業担当の先生又は担任に許可を得てから来てください。
- (3) 急なけがや体調不良以外は、なるべく休み時間に利用しましょう。
- (4) 保健室での休養は、基本的には1日1時間を限度とします。
- (5) 検診時や緊急を要する場合は、保健室利用を制限させていただきます。

2 学校管理下において負傷し、病院を受診した場合 [保護者の方へ]

- (1) 初診から治癒までの医療機関への支払額が、保険診療分として1,500円以上であれば、日本スポーツ振興センターへ医療費等の請求ができます。請求手続きに関する書類をお渡しするので、学校へ連絡してください。
- (2) 学校管理下とは、授業、部活動、休憩時間、特別活動、学校行事、通常の経路及び方法による登下校等の場合をいいます。第三者の加害者のある交通事故には支給されません。
- (3) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと無効となります。

3 学校において予防すべき感染症の出席停止について [保護者の方へ]

学校保健安全法で定められた感染症に罹患した場合、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止となります。医師より学校感染症と診断された際は、必ず学校へ連絡してください。医師の指示に従い必要な期間、十分な治療と休養をとるようお願いします。

(1) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合

ア 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ経過報告書が必要となります。診断を受けた場合は、経過報告書を①本校ホームページからダウンロード ②ハンドブック(37ページ)をコピー等のいずれかで御対応ください。

イ 家庭で療養中は、毎日午前及び午後に検温を行い、経過報告書に必ず記入してください。

ウ 経過報告書は登校した際、授業に出る前に担任に提出してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合

ア **登校許可証明書が必要となります。**登校許可証明書は①本校ホームページからダウンロード ②ハンドブック(38ページ)をコピー等のいずれかで御対応ください。

イ 登校する際に再度病院を受診し、登校許可証明書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

	伝染病の種類	考え方	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	感染症予防法 の一種感 染症及び二 種感染症(結 核を除く。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染す る感染症で 児童生徒の 罹患が多く、 学校におい て流行を広 げる可能性 が高いもの	○インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱 した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後3日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん：発しんが消失するまで ○水痘：全ての発しんが痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで ○新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、 かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ○結核、髄膜炎菌性髄膜炎：症状により学校医その他の医 師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	学校教育活 動を通じ、学 校において 流行を広げ る可能性が あるもの	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで